

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： ダウンロード販売を巡る消費税の課税問題

財務省は海外の企業が日本の国内で電子書籍や音楽の配信を行った場合にも消費税が課税できるよう法令改正を目指す方針を固めた模様です（2012.6.30 朝日新聞）。

この背景には、消費者が輸入書籍や音楽CD等を購入した場合と、コンテンツ自体を自ら海外からインターネットを介してダウンロード購入した場合とでは、消費税の取扱いが異なっており、不公平であるという課税上の問題があります。

1. 問題の所在

日本の消費税法は「国内において事業者が行った資産の譲渡等」及び「保税地域から引き取られる外国貨物」を課税対象としています（消法 4①②）。

資産の譲渡等が国内で行われたかどうかの判定は、次の区分に応じ、それぞれに定める場所が国内にあるかどうかにより行います。

① 資産の譲渡又は貸付である場合（消法 4③一）

当該譲渡時又は貸付時の資産の所在場所その他政令で定める場所

② 役務の提供である場合（消法 4③二）

役務提供が行われた場所その他政令で定める場所

輸入書籍や音楽CD等を消費者が購入すれば、購入時の資産の所在場所は国内なので、消費税が課税されます。

一方インターネットにより書籍や音楽がダウンロード販売された場合には、有体物が引渡されるわけではないので、そもそも資産の譲渡なのか役務提供なのかという問題が生じますが、インターネットを経由したコンテンツのダウンロード取引のように、その資産の所在場所が明らかでないものは、その資産の譲渡を行うものの事務所等の所在地によって国内取引かどうか判定されます（消令 6①十）。またダウンロード取引が、役務提供取引と解される場合であっても、役務提供者の事務所等の所在地により国内取引かどうか判定されますので（消令 6②七）、海外拠点から書籍等の配信をする場合には、消費税は課税されないこととなります。

結果的に、消費者が得る効用は、ほぼ同じであるにもかかわらず、輸入書籍等を購入した場合には消費税が課税され、インターネットによるダウンロード購入の場合には消費税が課税されないといったアンバランスが生じています。

2. EUにおける消費税課税事情

財務省は、以上のような問題克服のための新ルール作成に当たり、EUの課税制度を参考にしている模様ですが、主なルールには次のようなものがあります。

① リバースチャージシステム

事業者が、EU指令で定められた一定のサービスの提供を受ける場合には、サービスの提供者に代わって、サービス受給者に VAT の申告納付義務を負わせる制度です。

たとえば、フランスの事業会社 A 社が、アメリカの事業会社 B 社から一定のサービスの提供を受けた場合には、フランス A 社はアメリカ B 社に税抜きで対価を支払い、その VAT をフランス当局に申告納税します。しかし、フランス A 社は本来アメリカ B 社に支払い、アメリカ B 社が納税すべき VAT を代わりに納税しているため、当該 VAT はフランス A 社にとって、仕入税額控除の対象となります。



Grant Thornton

An instinct for growth™

② 登録制度

免税事業者や一般消費者が、EU指令で定められた一定のサービスの提供を受ける場合には、これらの免税事業者等に対してリバースチャージによる VAT の申告納税義務を負わせることは困難です。そこでこのような場合には、EU域外の役務提供者に、サービス受給者の所在地国での課税事業者登録を義務づけることにより、VAT の申告納税を確保する制度が設けられています。

例えば、フランスの一般消費者に対して、一定の役務提供を行うアメリカC社は、フランスにて課税事業者登録が義務付けられ、フランス政府に対して VAT の申告納税義務を負います。

お見逃しなく！

EU では上記制度を導入することにより、一定の役務提供取引について、消費地において VAT をもれなく課税する仕組みを整えました。日本も同様の効果を得るために現在 EU の VAT 制度を研究しておりますが、当該制度を日本において有効化するためには、そもそも対象となる役務提供取引を日本国内において消費税課税取引とする必要があります。そのため、EU の VAT 制度を日本において導入する場合には、国内取引の範囲の変更等抜本的な税制改正が見込まれると思われます。